

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	一四世紀前半バレンシア＝アラゴン王国境界における村落共同体と流通回路：ビリヤエルモーサとプエルトミンガルボ①
Author(s)	足立, 孝
Citation	史学研究, 310 : 52 - 79
Issue Date	2021-10-15
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055716
Right	
Relation	



一四世紀前半バレンシアⅡアラゴン王国境界における村落共同体と流通回路

——ビリヤエルモーサとプエルトミンガルボ①——

足 立 孝

一 序論*

バレンシア王国北部（ほぼ現カステリヨ県）は、もともとその征服Ⅱ入植運動の歴史的経緯からして、北に隣接するアラゴン王国との政治的かつ法的・制度的な類縁関係がきわめて濃厚な地域である。バレンシア王国の征服は一二三三（四五年、ムワツヒド朝の解体にともない事実上三ターイファ（北部の〔ムワツヒド系〕元国王アブー・ザイド、中部の〔反ムワツヒド朝の〕ザイヤーン・イブン・マルダニーシュ、南部の反乱者イブン・フード）に分裂をみた王国の内情そのままに、都合三回の遠征をつうじて段階的に征服された^①。もともと、第一段階をなす一二三〇年代の王国北部の征服は、テルエルの巨大な属域と騎士団領を筆頭に聖界領とが卓越したアラゴン南部から事実上排除されたアラゴン貴族が（元国王

アブー・ザイドとの協定を尊重する）王権の意に反して独自に展開したものであり、おもにサラゴースのフェロの賦与を旨とする入植許可状の系統的な発給を梃子に、入植運動の組織化を図ったのもまさしくアラゴン貴族であった。今日のコマルカ（郡）にそくしていえば、北から順に、ムレーリヤを中心にしたシュ・マエストラット北部、エルス・ポルツ、アルト・マエストラットがブラスコ・デ・アラゴン、アルカラテングエシメノ・デ・ウレア、アルト・ミリヤルスが改宗した元国王アブー・ザイドと、互いの子息の結婚を介して彼と強固な同盟関係を結びほぼその所領全体を継承した国王代理エシメノ・ペレス・デ・タラソーナ（のちアレノス）、アルト・パランシアが国王ハイメ一世の庶子にして王国のアラゴン貴族の領袖ハイメ・デ・ヘリカや国王ベドロ三世庶子のハイメ・ペレス・デ・セゴルベといった具合である。

こうして、ローマ法の影響色濃いバレンシアのフエロ (Furs de Valencia) を共通法に固有の王国をなしたバレンシア王国の北部に、アラゴン貴族の大所領、さらにいえば、アラゴンのフエロ (Fueros de Aragón) を堅持する貴族所領が卓越した空間が広く生み出されたのである。以上のうち、ムレーリャは一二四二年頃のブラスコ・デ・アラゴンの死亡を契機に、生前の合意どおり王領地に編入されているが、ここではあたかも貴族の進出に対抗するかのよう^②に、約一一〇〇km²の広大な属域に二〇あまりのアルデア(属域村落)を包含する、テルエルと同様の国王ウイラ^③コンセホ型の空間編成が全面的に採用されている。同じくアラゴン南部との共通性という意味では、王国の境界の南北でマエストラスゴ^④マエストラットという同一のコマルカ呼称がその痕跡をとどめるように、テンブル騎士団(解体後一三一七年よりサンタ・マリア・デ・モンテ・ザ騎士団)、聖ヨハネ騎士団、カラトラバ騎士団の進出も見過^⑤ごせない。ロバート・イグナティウス・バーンズはかつて、(それはあくまでも王国全体の一部にすぎず)強力な王権と旺盛な都市的かつ商業的な活動を根拠に、王国の封建的な性格において疑問符を付した。これに対して、一九九〇年代以降スペイン学界で主流なのは、むしろ征服^⑥入植運動の進展と連動して封建制は拡大したとする理解である。エンリク・ギノ・ロドリゲスの所説はまさしくそうした潮流を牽引するものであるが、それは、彼の一連の研究がもともと、サンタ・マリア・デ・モンテ

ザ騎士団領研究を皮切りに、当初より大所領の発達をみた当該地域を専門とするものであることと無縁ではないのである。^⑦

以上をふまえると、当該地域がアラゴン王国の政治的動向の影響を免れなかったことも十分にうなずける。王権は枯渇一途の財政を立て直すべく一三世紀をつうじてさまざまな名目で租税の導入・増強を図ったが、それは、アラゴン王国では既存の諸特権の侵害とみなされ、貴族・教会・都市共同体の組織的な抵抗を呼び起こし、一二八三年九月のタラソーナ宣誓を起点にいわたるウニオン(Union)の結成を促さずにおかなかった。そこには、バレンシア王国の(アラゴンのフエロを共有する)アラゴン貴族も名を連ねており、国王ベドロ三世が聖俗貴族・都市との合意により同年一〇月三日に「アラゴン総特権」(El Privilegio General de Aragón)を発給したおりには、同時にバレンシア王国におけるアラゴンのフエロの適用範囲を拡大することを認可するばかりか、一二月になってもなお、同フエロをめぐる貴族・騎士・インファンソンのさまざまな要求の矢面に立たされている。ピセン・バイダル・サラによれば、(本来バレンシア都市法を起源とする)バレンシアのフエロの牙城バレンシア市を筆頭とする都市共同体とアラゴンのフエロを固持する貴族との法的な分断・対立状態は一四世紀に入っても依然として解消されることはなく、増大一途の補助税の協賛においても議会立法の制定においても王国議会(コルツ[Corts])の部会間合意はままなら

ず、議会そのものの機能不全をよぎなくしたという⁽³⁾。それが解消されたのは理論上、アルフォンソ四世国王即位後をはじめて招集された一三二九―三〇年のバレンシア議会である。ここで合議の末に制定された通称「アルフォンソ裁判立法」(Jurisdiccio alfonsina. De iurisdiccione omnium iudicium)は貴族に対して、バレンシアのフェロの受容を条件に、(民事裁判権のみならず)ローマ法に由来する刑事裁判全権(merum et mixtum imperium)を賦与するものであった⁽⁹⁾。その意味で、いかにもパラドキシカルながら、本来バレンシア都市法を起源とする王国共通法の一本化こそが、領主制の全面的な確立を促すことになったわけである。

以上のように両王国にまたがる類縁関係は、社会経済的な方面ではいかにみてもとれるであろうか。バレンシア北部の地域研究ではとくに二〇〇〇年代以降、前述のエンリク・ギノ・ロドリゲス(バレンシア大学)はもちろ⁽¹⁰⁾ん、(ジャウメ一世大学の)カルレス・ラバツサ・バケールやホアキン・アパリシ・マルテイ⁽¹¹⁾、(バレンシア大学からサラゴサ大学を経て現在バルセロナ自治大学の)ピセン・ロージョ・ペレスの一連の仕事によって、ムレーリヤとそのアルデアを中心にエルス・ポルツおよびマエストラットにおける羊毛商業や毛織物工業の展開過程が、一三二〇年代と比較的早期から伝来する豊富な公証人登記簿を材料に具体的に明らかにされてきた。ここでも多分にもれず王国単位で地域研究の棲み分けが維持されてきたが、今日ではむしろ、アラゴン研究が掲げる

市場史・商業史的な問題系に触発されて、王国の枠組みを越える双方向的な経済活動において注目が集まっている。すなわち、中世後期内陸商業をめぐるサラゴサ大学の助成研究「アラゴン中世研究センター」(Grupo de Excelencia de Investigación “Centro de Estudios Medievales de Aragón”)の一連の共同研究(「中世アラゴンにおける経済発展と市場の形成(一二〇〇―一三五〇年)」『ある統合経済。アラゴンにおける商業・制度・市場(一三〇〇―一五〇〇年)」『中世後期の消費・商業・文化変容。一四・一五世紀アラゴン』)がそれである⁽¹²⁾。そこでは、一連の論考によって、アラゴン南部の在地商業が両王国をまたぐ活発な地域間商業といかに緊密に結びついていたかが明らかにされている。また、『王国に下る。アラゴンとバレンシアとの社会的・経済的・商業的諸関係(一三・一四世紀)』と銘打たれた共同研究は、これまた(メセタのテルエル住人が平野のバレンシアに下るとい⁽¹³⁾う)表題からしてアラゴン研究からのアプローチであるが、ギノ・ロドリゲスの参加をみているあたり問題意識の共有はもはや隠しようがない⁽¹⁴⁾。

実際、近年アラゴン南部の地域研究を牽引するヘルマン・ナバーロ・エスピナク(サラゴサ大学)は、アパリシ・マルテイと共同でテルエルの毛織物生産やバレンシアの織物工をめぐる論考をものしている⁽¹⁵⁾。また、(同じくサラゴサ大学で)テルエルからアルト・パラシニアにおよぶ商品流通に光をあてたコンセプト・ピリヤヌエバ・モルテはそれに

先立って、いずれもアルト・ミリヤルスの二村落、ビリヤエルモーサとコルテス・デ・アレノスとの一五世紀末の境界紛争をとりあげている。アパリシ・マルティはいえ、ムレーリヤ属域村落ビラフランカの公証人登記簿を用いて、一四世紀後半〜一五世紀前半に、カンタビエハを中心とするマエストラスゴと、ビラフランカを含むマエストラットとのあいだで、両王国の政治的境界を越えて、ヒト、モノ(羊毛、毛織物、家畜、穀物)、カネが双方向的に行き交うさまを、「社会経済的浸透性」という表現をもって描き出している。これら最近の研究者にとつて二つの王国の政治的境界はもはやあつてないようなものであり、それどころか、アラゴン南部とバレンシア北部とが文字どおり地続きの一つの空間的単位とみなされるようになっているといえばよいであろうか。

とはいえ、以上に整理したおおまかな研究動向には、依然としてきわめて大きな欠落があることは否めない。おもな研究は、空間的にはムレーリヤを中心とするエルス・ポルツおよびマエストラットの周囲に集中して、時間的には早くとも一四世紀末、それどころか一五世紀を見通さなければ研究もままならないのが現状である。それはひとえに、一四世紀前半から例外的に豊富な公証人登記簿が伝来するムレーリヤとそのアルデアを除けば(ムレーリヤのサンタ・マリア・ラ・マジョール大助祭教会歴史文書館〔Arxiu Històric Eclesiàstic de Morella〕および同公証人歴史文書館〔Arxiu Històric Notarial de Morella〕所蔵)の方面でせひとも

必要な公証人登記簿が一四世紀をつうじてほぼ伝来しないのがむしろ通例であるという、史料の一般的な伝来状況に起因するところが大きい。なかでも研究の不在という意味で際立っているのが、前述のアレノス家が当時領有したミリヤルス川上流域のバロニア(バロン=貴族領)にほぼ相当するアルト・ミリヤルスである。

むろん、それは、当該バロニアが見過ごされてきたということではない。ただ、その焦点はあくまでも、一三〜一五世紀のバロニアそのものの形成かつ継承の歴史、すなわち、改宗するもかつてのバレンシア国王にしてムワッヒド朝カリフの孫ないし甥(nepos Amirannolini, nieto de Amirannomi [Amir al-Mu'minin])であることを生涯誇示しながら、現実には国王どころか王国の一貴族に転じたアブー・ザイド(ピセnte・フェランデイス・デ・ベルビス)から、一二四二年にその娘アルダ・フェランデイスを嫁に迎えてバロニアを継承した国王代理エシメノ・ペレス・デ・タラソーナ以下のアレノス家を経て、一三五五年に同家の唯一の継承者ビオランテを娶ってバロニアをその巨大な親王領に加えたガンディア大公アルフォンソ(国王ハイメ二世の孫)にいたる、バロニアそのものの領有主体の系譜をめぐるのである。結局、プエブラ・デ・アレノスやビリヤエルモーサを筆頭に、バロニアを構成する城塞・ウイラにかかわる具体的な研究はいまなお手つかずで、二王国にまたがる社会経済的関係という最近の問題関心に応えられる仕事となると、およそ皆無というのが

現状である。

「二人のペドロ戦争」終盤のナヘラの戦い（一三六七年）で捕虜となったアルフォンソは、みずからその身代わりとなった子の若アルフォンソの莫大な身請金捻出のため、同時に全面的に確立した国王補助税のそれにほとんど匹敵する、援助金の徴収・管理組織を構築した。全体で六つの管区（デニア伯領キリスト教徒、同伯領ムデハル、アレノスのバロニア、アヨール渓谷、リバゴルサ伯領、ピリエーナ辺境伯領）に各一名の徴収人＝会計人（collector, dispenser）を配し、毎年綿密な収支会計報告書を作成のうえ提出させたのである。それらの相当量が今日、バレンシア王国文書館（Arxiu del Regne de Valencia）の「財務長」（Mestre Racional）セクションに伝来するが、バロニアはあくまでもピオランテ・デ・アレノスの嫁資財産のみまで、バレンシア王国からムルシア王国におよぶ巨大な親王領の一部をなすものにすぎず、研究者の目にもつばらその中核をなすデニア伯領に注がれ、バロニアはおろかその内部に届くことはこれまでほとんどなかった⁽²⁰⁾。

ピリヤヌエバ・モルテは、前述のとおりピリヤエルモーサとコルテス・デ・アレノスとの一五世紀末の境界紛争を具体的に検討するのに先んじて、王国の境界を挟んで隣接する今日のグダル＝ハバランブレ（テルエル県）とアルト・ミリヤルスとのあいだにさかんな人的・物的交通があったと想定しているが、それはあくまでも、両者をつなぐ橋や道の（無償

の）通行にかかわるごくわずかな記述（一三四三年、さらには一七世紀）や、コルテスとの境界に近いピリヤエルモーサのサン・バルトロメ礼拝堂（一三三三年初出）が今日にいたるまでアラゴン南部およびバレンシア北部の住人が訪れる地方巡礼地と化している事実から、間接的かつ適及的に導かれた所見である⁽²¹⁾。むしろ、それをことさらに否定する由はないが、そうかといつて積極的に肯定するにはあまりにも材料に事欠くというほかない。

筆者はこれまで、アラゴン王国最南端、今日のグダル＝ハバランブレはサラゴサ大司教領の一村落プエルトミンガルボに、例外的に一四世紀初頭から伝来する公証人登記簿の網羅的な分析をつうじて、アラゴン南部の商品流通の一端を明らかにしようとしてきた⁽²²⁾。そこでは、当該村落と隣接するピリヤエルモーサの住人が契約当事者として相当数名を連ねていることに気づかされる。だが、それどころではない。プエルトミンガルボの公証人文書のうち、テルエル県内の村落文書群（Archivos Municipales Turolenses）の統一的な分類基準でいえば、第Ⅲセクションにあたる「公証人文書」（Documentation notarial）の三番「フステイシア法廷記録」（Judiciarios, actos de la corte del Justicia）のなかに、明らかにピリヤエルモーサの公証人の手になる、一四世紀前半（厳密には一三三七～四二年）のバロニアの公証人登記簿が含まれているのである（六八番。全一四〇葉、二九〇×一四〇ミリの紙製）。それは、プエルトミンガルボのものでもなければ、

フステイシア法廷記録でもないという意味で、二重に誤って分類かつ保管されてきたことになる。近年では住人財産査定・申告記録を中心にプエルトミンガルボ史料に最も精通するはずのハビエル・メドラーノ・アダンがそれに触れていないのは、そもそも研究の射程が一五世紀にあつてたんに把握していなかったか、それともプエルトミンガルボのものではないということと意図的に検討の埒外に追いやられたのであろうか。② いずれにせよ、わたしたちにとって重要なのは次の二点である。すなわち、第一に、その理由を説得的に説明する十分な用意はないが、それぞれ帰属する王国はおるか領主も異なる二つの村落のあいだに、偶発的にしろ一方の村落の公証人登記簿が他方の村落の手で保管されるような関係があつたこと、第二に、小部で時間的に限定されているとはいえ、一般に伝来しないとされていた一四世紀前半のピリャエルモーサの公証人登記簿がいままさにここにあるということである。以下では、それを、同時期のプエルトミンガルボの公証人登記簿を交えて綿密に分析し、アパリシ・マルテイのいうところの、王国境界を越える「社会経済的浸透性」の具体的などころをあらためて明らかにしたい。

二 バロニア・デ・アレノスとピリャエルモーサ

わたしたちは本格的な作業にとりかかるといふまえに、まずはアレノスのバロニアの来歴を概観し、問題の村落ピリャエル

モーサが一四世紀前半にいかなる領主領の一部をなしていたかを理解しておかなくてはならない。その起点は、イベリア半島におけるムワッヒド朝支配が霧散し、ふたたびタイファ(群小王国)の乱立をみた一二二〇年代末、ムワッヒド朝カリフの子孫(「信徒の指導者」〔Amīr al-Mu'minīn〕の孫ないし甥)にしてバレンシア国王アブー・ザイドが、反ムワッヒド朝のザイヤーン・イブン・マルダニーシュユによつて都市バレンシアを追放されたころまでさかのぼる。アブー・ザイドは一二二九年四月二〇日、(貢納支払いを対価に)不可侵協定を結んでいた国王ハイメ一世とカラタユーで家士契約を結び、アレノス家の祖となるエシメノ・ペレス・デ・タラソーナ、アルバラシン領主アサグラ家(ペロ・フェランデイス・デ・アサグラ)、アラゴン騎士の支援を得て王国の奪回をめざし、征服地の四分の一を王権に帰すると約束した。③ だが、それがもはやかなわないとみたか、彼は一二三二年一月三日、二度目の家士契約を結び、都市バレンシアのあらゆる権利をハイメ一世に放棄している。④ それは、彼が王国の奪回をめざす元国王ではなく、王国の征服をもくろむアラゴン王国の一貴族となつて王権に奉仕することを意味する。

彼は一二三六年、かねてローマ教皇に打診していた改宗に実際にふみきり、さつそく四月二二日、洗礼名ピセンテをとるもいながら(Azeyt Abu Zeyt, vel potius Vicentius, rex Valencie, nepos Amīramannolini)新設されたセウルス(=アルバラシン)司教座に、みずからが掌握する城塞・ウイラ

の教会諸権利を寄進している（司祭任命権と教会十分の一税の二分の一は留保）。そこにはすでに、アレノス、モンタン、カステイエルモンタン、シラット、エル・トルモ、フエンテ・ラ・レイナ、ピリヤアレバ（ピリヤエルモーサ？）、ピリヤマルール、ボルデロス（？）、アルコス、アジヨダル、プエイネグロ、ピリヤマレーファと、のちのバロニアを構成するミリヤルス川上流の城塞・ウイラ群がほぼすべて列挙されている。⁽²⁶⁾ 同年五月二八日にはなお一二二九年の家士契約の内容が確認され、征服地の四分の一の割譲があらためて約束されている。⁽²⁷⁾ だが、ハイメ一世は一二二八年二月一九日、アブー・ザイドに帰属する城塞・ウイラにおける国王諸権利を終身で賦与し、これに死後の返還を条件にアルプエンテを付け加える一方、同二三日には、アレノスの城塞・ウイラとその近傍のモラないしモリーナなるロクス（のちのピリヤエルモーサか）にかぎり、前述の四分の一の納付を免除している。⁽²⁸⁾ プエブラ・デ・アレノスを中核とするバロニアの輪郭は、このあたりでほぼ固まっていたとみてよいであろう。

かたやアブー・ザイドを支援した前述のエシメノ・ペレス・デ・タラソーナはおそらくカラタユー出身の騎士（caballero）ながら、ハイメ一世の信を得て、一二三七年二月二七日にアンデイーリヤの城塞・ウイラを賦与されたおりには国王の家令（repositarius Aragonum）、⁽²⁹⁾ 一二四一年五月一日にはバレンシア王国における国王代理（tenens locum domini regis in regno Valencie）に任ぜられると同時に、貴族（trichs

hominibus）の一人にとりたてられている。⁽³¹⁾ その転機となったのは、アブー・ザイド家との二重の結婚である（一二四二年）。すなわち、みずからの子ブラスコ・エシメーネスに、アブー・ザイドと彼が改宗後に娶ったキリスト教徒の妻マリ・ア・フェランデイスとの娘アルダ・フェランデイスを迎え、娘テレサ・エシメーネスを、同じくアブー・ザイドの子フェランド・ペレスに嫁がせたのである。いかに高位であろうともあくまでも国王役人にすぎなかったエシメノ・ペレスとその子ブラスコにとって、バレンシア王国における世襲領の獲得に道が開かれたという意味で、この結婚はきわめて重要であった。というのも、彼らは一二四三年一月二八日、アブー・ザイドにオマージュを捧げてその家士となる代わりに、城塞アレノスを賦与されたからである。⁽³²⁾ 一二四八年二月一七日には、アブー・ザイドとエシメノ・ペレスとが連名で、タラゴーナ大司教に、兩人によって以後征服される土地を含めてあらゆる教会諸権利を寄進し、オマージュを捧げて同大司教の家士となることを約束している。このとき列挙されているのは、バロニアを構成するメラ（？）、アレノス、モンタン、エル・トルモ、シラット、トーガ、エスパデーリヤ、プエイネグロ、ピリヤマレーファ、ピリヤエルモーサ、コルテス、ピリヤマルール、アジヨダル、ピリヤアレバ、トルトニツク（？）、このほかにアンデイーリヤ、さらにはアラカン近傍のカスターリヤ、ウニル、イビ、ティビとなっている。⁽³³⁾ こうしてエシメノ・ペレスは翌一二四九年三月二日から、みずからアレ

ノス領主 (Dominus de Arenoso) を名乗り、従来のタラソナーに代えてアレノスの地名をその人名に冠するようになるのである^④。

以上のように結婚を介する両家の関係の強化のただなか、まさしくエシメノ・ペレス親子が城塞アレノスを賦与された直後の一二四三年三月九日、オンダにおいて、アブー・ザイド個人の名でビリヤエルモーサの入植許可状が発給されている^⑤。以下、その内容をかいつまんで説明しよう。まず、従前どおり「信徒の指導者の孫(甥)」を称するアブー・ザイドは、ビリヤマレーファの城塞領域におけるキリスト教徒の入植と、「美しき村」(Villan Formossan)、すなわちビリヤエルモーサの創出を望むということで、名前の挙げられた七名のキリスト教徒とその子孫、さらに一四〇人、もし可能ならばそれ以上のキリスト教徒入植者に対して、ビリヤエルモーサを創出するべく、ビリヤマレーファの城塞集落 (populationem castri de Villamalefa) を賦与するとある^⑥。ややわかりづらい文言であるが、ここで企図されたのは次のようなものと考えられる。すなわち、ビリヤマレーファのマレーファがアラビア語のマリーハ (malha) に由来するとすれば、ロマンス語のビリヤエルモーサが意味するところと同じく、いずれも「美しき村」である。既存の城塞集落ビリヤマレーファをキリスト教徒入植者に賦与しながら、あくまでもビリヤエルモーサの新設がその条件となっているのは、既存の城塞領域(の北端)に、従来のそれに並ぶ、あるいはそれに代わるあ

らたな中心、(意味のうえで同一の地名を帯びた) あらたな定住地を創出しようともくろんだからではないか。パロニアの展開するアルト・ミリアルスはバレンシア北部ではやや例外的にムデハル残留人口のひととき濃密な空間であり(一四世紀をつうじてシラット、エル・トルモ、トレチーバ、エスパデーリヤ、バリヤット、トーガにはムデハルのアルハマが存続した)、当該入植許可状は、おそらくイスラーム統治期以来の領域中心を、キリスト教徒の入植により新設されたそれへと転じせしめようとしたものとおぼしい。ここに、入植許可状発給直前に娘アルダ・フェランデイスの結婚を介してパロニア全体の中核をなす城塞アレノスが、エシメノ・ペレスおよびブラスコ・エシメーネス親子の領有するところとなったことを重ね合わせよう。当該入植許可状はしたがって、パロニア全体から見れば、いまひとつの中核村落をキリスト教徒の入植をつうじて生み出そうとするものであったことになろう。

むろん、それを成功裡に実現するには、当時の入植許可状、わけても地続きのアラゴン南部の入植許可状に照らして十分とみなされるに足る特権が保証されなくてはならない。まず、ビリヤマレーファおよびビリヤエルモーサの領域の境界画定が施され、その内部の土地はマルティン・ペレスと冒頭で人名の掲げられた七名の一人ドミンゴ・ビリヤロージャの手で分割、件の二つの村落はおろか、そのあらゆるアルデアヤアルケリア(アラビア語のカルヤ [qarya] に由来)への入植

を望むすべての入植者にいかなる地目であれもれなく分配される⁽³⁷⁾。入植者は、分配されたあらゆる財産 (hereditates) からあがる収穫の一〇分の一を負担するのみであり、あらゆる家畜とその産物 (羊毛やチーズ) についてもこれと同様である。取得した財産は、領主買い戻しまたは譲渡税の負担なしに、望みの相手に売却・贈与することができる⁽³⁸⁾。主要な定住地 (populatio majori) における粉挽水車一基を入植者に賦与するが、それ以外の水車・竈は領主に留保される。また、きたる五年間は領主に対して、軍役に応ずる義務をもつ⁽³⁹⁾。入植者の初穂納入はすべてみずからの教会の維持にあてられ、その教会の管理人の手に委ねられるところとなる⁽⁴⁰⁾。最後に、極めつきというべきか、入植者一般にはダローカ⁽⁴¹⁾のフエロが賦与され、それにそくして、メリノ (merinum)、フエス (judices)、アルカルデ (alcaldes) からなる (まさしくダローカ同様の) コンセホの創設が認められているのである。

前述のようにエシメノ・ペレスは一二四九年からアレノス領主を名乗るのであるが、互いの子息の結婚によって緊密に結びついた両家のあいだには、単純な封主⇄封臣関係とも婚資・嫁資の交換による一部財産の生前分与ともとれない、いささか名状しがたい関係が維持されたように思われる。エシメノ・ペレスは一二五一年一月八日、コルテス・デ・アレノスに五〇名のキリスト教徒の誘致を図る入植許可状を発給したようであるが、これは厳密には、国王ハイメ一世が、アブー・ザイドの舅にしてアレノスのバロニア領主エシメノ・

ペレス・デ・アレノスに同地を賦与し、五〇名の入植者にその境界を画定したという記述から窺われるのみである⁽⁴²⁾。こうしたなかで一二五八年七月七日、アブー・ザイドとエシメノ・ペレスとのあいだで財産分割にかかわる次のような「兄弟盟約」(contratarias) が結ばれている。すなわち、アブー・ザイドの死後、子フェランド・ペレス (その名はおそらく同人の僚友ベロ・フェランドイス・デ・アサグラとエシメノ・ペレスの人名の組み合わせに由来するものと思われる) に、一二五一年にエシメノ・ペレスがアラカン近郊のカスターリヤおよびウニルと交換に、王権から獲得したバレンシア近郊の二城塞(ピリヤマルシャンおよびチェステ)のうちピリヤマルシャンと、ピリヤマルールならびにミリヤルス川流域のほかの城塞、さらにアラゴン王国に保有するすべての財産を、娘アルダ・フェランドイスには残るチェステと、同じくミリヤルス川流域のほかの城塞を、それぞれ与えるというのである。同河川流域のほかの城塞の配分については、両家の結婚時の証書にあるとおりとあるが、肝心の証書が伝来しないのでここでは詳しいところは不明である。エシメノ・ペレスは、フェランドに贈与されるピリヤマルシャンおよびピリヤマルールの対価に (すべてバレンシア近郊の) トレント、ベテラ、ポイルのアルケリアを補償される一方、アブー・ザイドが彼に負うハカ貨二〇〇ソリドゥスの免責と引き換えに以後チェステを領有し、アブー・ザイドの死後、ブラスコ・エシメーネスとその妻アルダに継承されることとなっている⁽⁴³⁾。ミリヤ

ルス川流域の城塞の配分は、バルテラー・デ・モンタンとの境界紛争で命を落としたフェランド・ペレスの一二六二年一〇月二二日作成の遺言状で多少なりとも明らかになる。彼はここで、トラルバ・デ・ビリヤマルールを母マリア・フェランドイスに、アジヨダルを父アブー・ザイドに、アルヘリータをブラスコ・エシメーネスの娘サンチャ・エシメーネスに、ブエインゲロを同じくテレーサ・エシメーネスに、ビリヤマルシヤンをみずからの妻テレーサにそれぞれ与え、金銭遺贈の財源にビリヤマルールおよびビリヤアレバを売却するよう遺言執行人に指示しているのである。アブー・ザイドはなお健在であるが(一二六九年死亡)、ここに列举されないミリヤルス川流域の城塞はアレノスにかぎらず、アルダの嫁資として、エシメノ・ペレスおよびブラスコ・エシメーネス親子の掌中に帰せられるところとなっていたにちがいない。

エシメノ・ペレスは一二六六年(六月三〇日まで)に、王権に随行して参戦したムルシア遠征で戦死を遂げる。アブー・ザイドが永眠するのはそれから三年、一二六九年のことである。ようやくアレノス家当主となったブラスコ・エシメーネスは、バレンシア王国高位の国王役人を歴任した父とは違い、みずからの出自に強くうったえることで(それゆえ王権の意に反することもためらわず)独自路線を打ち出そうとしていた。すなわち、ミリヤルス川流域の教会諸権利をめぐるバレンシア司教との紛争がそれである。そもそもエシメ

ノ・ペレスは一二六〇年八月二九日、ミリヤルス川流域の既存ならびに将来創建される教会と、司祭不在のアンディーリヤ教会の守護権を獲得し、教会十分の一税の二分の一とムデハル納付分のすべてとを確保する代わりに、バレンシア司教の家士としてオマージュを捧げ、毎年二〇〇ソルドウスを司教に納付することで合意をみていた。これをブラスコも継承する手筈となっていたが、みずからはサラゴサ司教にオマージュを捧げようと画策してそれを固辞したのである。この案件は最終的にハイメ一世の判決を仰ぐことになり、ブラスコは、父の戦死後の一二六八年二月一〇日、アレノス溪谷の教会十分の一税をめぐる、サラゴサ司教ではなくバレンシア司教にオマージュを捧げるよう命令されている。この紛争は当然、バレンシア司教とセゴルベ⁽⁴⁶⁾アルバラシン司教との司教区をめぐる境界紛争にも飛び火せずにはいなかった。というのも、前述のようにアブー・ザイドが改宗直後の一二三六年に、みずからの城塞・ウイラの教会諸権利を先だつてセゴルベ司教に寄進しているからである。ここでは、アレノス、モンタン、ビリヤマルール、コルテス、ビリヤエルモーサ、ビリヤマレーファ、トীগ、そのほか城塞アレノスに帰属するミリヤルス川流域のすべての教会の帰属が問題の一つとなつているが(アレノス家との関係では、セゴルベ以西のアンディーリヤも同じく挙げられている)、一二七七年九月二〇日の両司教の合意により、いずれもセゴルベ司教座を越えてあたかも飛地のようにバレンシア司教区に帰属するとこ

ろとなっている。⁴⁷⁾

ブラスコ・エシメーネスは一二七一年四月六日、アレノス領主 (senyor de Arenoso) として、城塞アレノス (プエブラ・デ・アレノス) に入植許可状を発給している。一〇名のキリスト教徒の人名を掲げて、そのほかの既存ならびに将来の住人に宛てられていることから、無からの定住地創出を企図したものであろうなく、バロニアの中核村落の拡充をめざしたものであることは容易に想像がつく。とはいえ、そのためには彼自身が以下の規定を遵守かつ誠実に履行し、以後変更しないことを約束しなくてはならなかった。曰く、城塞アレノスに住みかつ住むことになるすべての入植者に、当該城塞のすべての財産が望むままに分配される。その財産は、当該所領における以外にベチャ、モネダテイクム、宿泊税、軍役および騎行義務に服する義務を負わず、ただ領主に対してのみ奉仕すること。⁴⁸⁾ 初穂納入は入植者の手に帰せられるので、城壁、街道、教会の維持、そのほか入植者が望む使途にあてること。⁴⁹⁾ 分与された財産は、聖職者を除くあらゆる者に譲渡可能であり、ただ領主への誠実とオマージュを果たすこと。⁵⁰⁾ 最後に、毎年フステイシアとそれに準ずる裁判役人を選出し、領主に提案、その任命を仰ぐこと。⁵¹⁾ フェロの言及こそないものの、用語法はもちろん、全編にわたってアラゴン南部の入植許可状を彷彿とさせる規定が並ぶが、なかでも注目すべきは入植者の負担、すなわち、ベチャ、モネダテイクム、宿泊税、軍役および騎行義務を領主のみに負うとするくだりであ

る。一見すると負担過重で入植許可状の一般的なイメージに反するように思われるかもしれない。だが、じつをいうと、これらはいずれもハイメ一世が治世後半に導入・増強し、事実上慣習化された、アラゴン王国における国王租税そのものなのである。だから、この規定はこれら一連の租税を国王に納付するのではなく領主に納付するのみでよいとするものである。そればかりではない。それは、ブラスコ・エシメーネスが、自らの所領がいかなる王国に帰属するものと認識したかを端的に示しているからである。ここから、アラゴン南部と同様に、住人選出のフステイシアの差配による事実上のコンセホ自治を、最後の規定が認めていると想定することはたやすい。

ブラスコ・エシメーネスはまた、出自を同じくするアラゴン貴族との緊密な協力関係の構築にも余念がなかった。一二七二年一月八日のブラスコ二世・デ・アラゴンの(第一の)遺言状では、ブラスコ・エシメーネスとの協約にそくして、互いの息子・娘が法定年齢の一七歳に達したら相互に結婚させることと指示されている。すなわち、前者の娘マリヤータと後者の長子ゴンサルボ・エシメーネスが城塞アレノスを継承するその兄弟、前者の息子ブラスコまたはその兄弟と後者の娘テレサ・エシメーネスとの二重の結婚がそれである。⁵²⁾ この結婚協定は同年五月九日、ブラスコ二世・デ・アラゴンと、ブラスコ・エシメーネスおよび妻アルダ・フェランデイスとのあいだで正式にまとまっている。すなわち、ブラ

スコ二世は、第一の結婚が成立したあかつきに、新婚夫婦に、城塞ブニョル、ラ・カニャーダ、フロレンシアからあがる総額四〇〇マラベディを四年分割で賦与し(ただし男子が生まれなければ返還)、第二の結婚では、息子ブラスコに、マリアの城塞・ウイラ、ビラフランカ、アルメデイシャル、アルヒミアの城塞を婚資として持参させるが、マリアおよびビラフランカについては死後贈与とし、死後も五年間はその収入の二分の一を留保するというのである。以上を誠実に履行する保証として、城塞マリアを後者の騎士に保有させることになっている⁵⁴⁾。だが、これらの結婚はいずれも果たされなかった。一二七五年五月六日のブラスコ二世の(第二の)遺言状ではその旨が言明されているわけではないが、遺言執行人に対して、バロニアのビリャエルモーサおよびエスパデューリヤを「みずからの魂の試練とならないよう」(quod faciant taliter de Vilafermosa et de Spadella quod non sit periculum anime mee) 措置する(おそらく瑕疵なく安堵する)よう指示しているあたりにそれが表れている⁵⁵⁾。

結婚協定が履行されなかった最大の要因は、その間にブラスコ・エシメーネスが死亡したことにあるものと思われる。

一二七四年一月一日には王権が、寡婦アルダ・フェランデイスとその子、すべての城塞、ウイラ、村落、領民を、あらゆる攻撃や侵害に対して王権の保護下におくという措置をとっているのである⁵⁶⁾。もともと、保護と支配とは表裏一体である。とくに国王ペドロ三世即位後、いまやアレノス領主

(domine de Arenoso) となったアルダ・フェランデイスは一二七九年から一二八二年にかけて王権の度重なる介入にさらされることになった。王権は当初、アルダとパレンシア国王代理ロドリゴ・エシメーネス・デルナとの再婚を望んだようであり、これが王権に事前に知らされないまま個人間で破談になったとして同国王代理を咎めているあたり(一二七九年四月四日)、バロニアの行く末を注意深く窺っていたことは疑いない⁵⁷⁾。また、パレンシア司教はここぞとばかりに、アルダに対してミリヤルス川流域の教会諸権利の返還を強硬に要求してやむことがなかった⁵⁸⁾。なお、ローマ教皇が財政難を解決するべく、一二七九〇年にヨーロッパ各地の教会に臨時の教会十分の一税徴収を行った目録(Rationes decimarum) では、アルダが六年分、同じくミリヤルス川流域の教会管理人ペロ・ロペスがやはり六年分として総額一〇〇〇ソリドゥスと、目録全体からみても高額の教会十分の一税を負担している⁵⁹⁾。これは、遅くとも一二七四年のブラスコ・エシメーネス死亡から六年にわたって、アルダがミリヤルス川流域の教会諸権利全権を(ことによると不正に)領有したとみなされたことに起因するものと考えられる。

もともと、こうした王権の介入はなにもバロニアにかぎってはなしではない。ペドロ三世は即位以来、増大一途の軍事費による国庫の枯渇を埋めるべく既存の租税の増強・新税の導入を図ると同時に、強権的な王権の確立をめざして従来の伝統的な諸特権の大幅な縮小を断行したのである⁶⁰⁾。それは、

とくにアラゴン王国において、ウニオンの名の下に貴族・騎士、都市共同体、教会を結集せしめ、その組織的な抵抗を呼び起こさずにいなかった。すなわち、一二八三年九月三日タラソーナ宣誓、さらに同年一〇月一九日サラゴースでタラソーナ宣誓の更新とウニオンの正式結成がそれである。アルダはバロニアの帰属先を証明するかのようになり、「バレンシア国王の娘」(Alda Ferrandez fille eusdam nobilis Regis Valencia)を名乗りながら、みずからの代理人(フェランド・ヒル・デ・ナバシユ)をそこに送り込んでいる。前述のように、まさしくその渦中の同年一〇月三日、王権とアラゴン王国の聖俗貴族・都市共同体代表とのあいだで合意されたのが、「アラゴン総特権」である。同日には、王権とバレンシア王国の貴族とのあいだでもアラゴンのフェロの適用範囲の拡大が合意されているが、一二月になってもなおバレンシア貴族・騎士・インファンソンによるアラゴンのフェロの遵守要求はとどまることを知らず、そこには、すでに成年に達したアルダの息子ゴンサルボ・エシメーネスとエシメノ・ペレス(・デ・アンデリーリヤ)も名を連ねている。⁽⁶⁴⁾

むろん、王権とウニオンとの対立は解消されるどころか、むしろ熾烈さを増すばかりであった。国王アルフォンソ三世即位直後の一二八六年から、ウニオンは王権に度重なる要求を突きつけ、同年九月にはフランス国王、カステイリヤ国王、さらにはムスリムの諸王権にも同盟を要請するべく使節を派遣している。一二八七年にはウニオン貴族の軍勢が蜂起

してバレンシア王国に侵攻する事態となり、同年一二月二〇日によく講和に向けた努力が開始されることになるのである。⁽⁶⁵⁾ これら一連の要求、使節派遣、軍事蜂起、講和にかかわった貴族のなかに、ペロ・ホルダン・デ・ラ・ペーニヤがつねに名を連ねている。彼はそこで、一貫してアレノス領主(senyor de Arenoso)を名乗っている。彼がアルダのあらたな夫として明確に言及されるのは一二九〇年からである⁽⁶⁶⁾が、国王ベドロ三世が一二八五年一〇月一九日に賦与したビリヤエルモーサ週市開設特権は、夫婦関係こそ明言しないものの、すでにペロ・ホルダン・デ・ラ・ペーニヤとアルダの兩人に宛てられている。アルダはすでにウニオン蜂起のただなかで、それを主導するアラゴン貴族の一人をあらたな夫に迎えていたのである。それゆえ、この市場開設特権の賦与も、ウニオン貴族を懐柔し、みずからへの誠実を確保しようとする王権の政治的意思に由来するものと考えなくてはならない。アルダ・フェランデイスの一二九九年四月七日の遺言状では、みずからアレノス領主(domina de Arenoso)を名乗り、遺言執行人(バレンシア司教、貴族ハイメ二世・デ・ヘリカ、貴族ギリェム・ダ・アングレゾーラ、騎士ヒル・デ・リオリ)、相続人、署名人のなかにもはや夫の名前はみられない。アルダと亡夫ブラスコ・エシメーネスとのあいだには、男子四名、女子五名、総勢九名の子があったが、ここでは、バレンシア司教座聖堂参事会員にしてシャティバ大助祭ブラスコ・エシメーネスを除き、バロニアの主要な財産を相続する三名

の息子とその相続財産に注目しよう。まず、長子ゴンサルボ・エシメーネス・デ・アレノスに家督相続者として、城塞アレノス、アラニューエル、シラット、モンタン、トーガが継承される。ついで、エシメノ・ペレス(・デ・アンディーリヤ)にはビリヤエルモーサが与えられるが、その代わり弟フェランド・エシメーネスにバレンシア王国のレアル貨で三〇〇〇ソリドゥスを支払わなくてはならない。最後に、フェランド・エシメーネスには、ビリヤマレーファおよびスカイナが与えられることになっている。以上のうち、フェランド・エシメーネスはほとんど間をおかず一三〇一年五月六日、自身の姉サンチャ・フェランドイスの娘(にして長らくペドロ三世の後見下におかれた)サンチャ・フェランドイス・ディアスが嫁いだハイメ・ペレス・デ・セゴルベ(ペドロ三世の庶子)に、生前贈与されていたらしきものも含めて、ビリヤマルールの城塞・ウイラ、アジヨダルの城塞・ウイラ、トラルバの塔・ウイラを、六〇〇〇ソリドゥスで売却している。ゴンサルボ・エシメーネスは七年後の一三〇八年三月六日、売却時と同額でこれらを併せて買い戻している。

他方、エシメノ・ペレスが相続したビリヤエルモーサについてはどうか。じつは、ゴンサルボ・エシメーネスはアルダの再婚以来、みずからの相続権を案じてビリヤエルモーサを襲撃、教会管理人ペロ・ロペスを捕虜にとったあげく、その城塞・ウイラを占有しており、一二九一年三月二〇日に国王アルフォンソ三世によってそれをペロ・ホルダン・デ・ラ・

ペーニャに返還するよう命じられている。アルダはこのあたりを勘案して、エシメノ・ペレスをビリヤエルモーサの相続者に指名したのである。だが、そもそも彼は、一二八三年一月にバレンシア王国の貴族がアラゴンのフェロをめぐる王権に要求した際、兄ゴンサルボ・エシメーネスとともにその名を連ねているが、そこでは彼の人名に冠せられる地名がアレノスではなくアンディーリヤとなっている。前述のようにアンディーリヤはハイメ一世によって一二三七年に祖父エシメノ・ペレスに封として賦与されているが、彼はこれですでに継承していたのであり、一二九二年一月一日、みずからアンディーリヤ領主(dominus Andile)を名乗って同地に入植許可状を発給しているのである(もちろん入植者に賦与されたのはアラゴンのフェロである)。(長子でなく)もともとミリヤルス川流域から離れたアンディーリヤを拠点とする彼にとって、本来バロニアの一部をなすビリヤエルモーサの継承は、弟への三〇〇〇ソリドゥスの支払い義務も含めて重荷でしかなかったかもしれない。彼は、翌年早々(遅くとも一三〇〇年一月一日まで)には死没し、同名の子エシメノ・ペレスがアンディーリヤおよびチェステを継承、一三〇七年三月二〇日には、国王ハイメ二世によって、同名の曾祖父同様アラゴンの家令(repositarius Aragonum)として、アンディーリヤの城塞・ウイラを民事・刑事裁判全権含めて安堵されている。

ビリヤエルモーサはどうやら、父エシメノ・ペレスによつ

て即座にゴンサルボ・エシメーメスに放棄されていたようである。というのも、一三二六年二月三日、子エシメノ・ペレスは、「死んだエシメノ・ペレスがゴンサルボ・エシメーメスとその家族に対して、ビリヤエルモーサおよび兩人の父祖のものであったそのほかの財産について贈与かつ放棄した」とを理由に「(ex causa donationis et diffinimentum facti per dicti nobilem Eximium Petri quondam dicto nobile Gondiccalbi Eximini et suis | poterat et debebat in loco de Villa Formosa et aliis bonis que fuerunt parentum dictorum Gondiccalbi Eximini et Eximini Petri de Arenoso)」、ゴンサルボ・エシメーメスが独自に任命したコルテス・デ・アレノスのアルカイデがその所領収入から支払うべき一〇〇〇〇〇ソリドゥスのうちの全額が依然として支払われていない旨、国王ハイメ二世に訴え出ているからである。エシメノ・ペレスは、問題のコルテスそのものを返還するか、一〇〇〇〇〇ソリドゥスが完済されるまで毎年三〇〇〇〇ソリドゥスを支払うよう要求するも、ゴンサルボ・エシメーメスはそのいずれをも認めなかった。最終的に、(バレンシア王国貴族の紛争ながら)アラゴン大法官エシメノ・ペレス・デ・サラノーバの判決により、負債そのものは以後も有効であるものの、コルテス・デ・アレノスの返還も毎年三〇〇〇〇ソリドゥスの支払いもする必要はないものとされている²³⁾。

いずれにせよ、ゴンサルボ・エシメーメスには、問題の一〇〇〇〇〇ソリドゥスの残額の負債そのものは依然として

残されている。おそらく次のプエブラ・デ・アレノス(一三二七年八月八日)ならびにビリヤエルモーサ(一三二七年八月二一日)に対して発給された、賦課租の全面的または一時的な変更を主題とする改定フェロは、まさしくビリヤエルモーサ獲得に由来する以上のような負債の解消と無関係ではないものと思われる。まず、一三二七年八月八日のプエブラ・デ・アレノスのそれは、同地のフステイシア、バレンゲール・プラツ、誓約人ベルナット・トルラおよびビセンテ・サンチョ、さらに八名のコンセホ全成員による自発的な奉仕(Gracioso servicio)を称えるという出だしで、以下のとおり規定されている。曰く、コンセホはきたる五年間、総額七五〇〇ソリドゥス、毎年聖ミカエルの祝日に一五〇〇ソリドゥスを納付する。この間、いかなる放牧税もその他ベチャも免除され、毎年一五〇〇ソリドゥス、宿泊税六〇〇ソリドゥスのみを負担し、領主による騎行義務、領主子弟の結婚、領主渡海以外にいかなる要求をもしない。灌漑地における麻畑・亜麻畑・菜園からの十分の一税は免除され、初穂納入は共同体に帰せられる。アラゴンのフェロおよび慣習は保証される。最後に、民事・刑事問わずそのほかすべての領主権、軍役・騎行義務は従来どおりすべて留保される。このように、既存の通常賦課租(この場合、ベチャ、放牧税、収穫の一〇分の一)を免除して、年限つきで一定額の貨幣の供出を要求するのは、同時期の王権が議會を介して協賛を囿った補助税(subsidio)ないし援助金(ayuda)とまったく同じやり方である。

他方、一三二七年八月二二日のビリヤエルモーサのそれは、前述のように当該ウイラの獲得によるものも含めて領主の負債を当該ウイラそのものが自発的に負担したことに對する恩恵という名目で発給されている。すなわち、ゴンサルボ・エシメーメスと妻ウラーカ・ホルダン・デ・ラ・ペーニヤが抵当化したビリヤエルモーサとバロニアとを償還するための六〇〇〇ソリドゥスを当該ウイラが供出してくれたので、以後、聖ミカエルの祝日にペチャー一〇〇〇ソリドゥスを納付するのみとし、その他いかなる奉仕をも免除するというのである。以下、放牧税の免除、麻、亜麻、野菜、果実ほかの一〇分の一の免除、アラゴンのフエロと慣習ならびに先人により与えられた入植許可状の確認、初穂納入は共同体に賦与、最後に、軍役・騎行義務は免除されないが、あくまでも領主個人の要請のあるときのみで、その代わり宿泊地提供義務または二〇〇ソリドゥスを負担することとなっている。

この間、ゴンサルボ・エシメーメスとウラーカ・ホルダン・デ・ラ・ペーニヤの子ペロ・ホルダンによるバロニア継承の足場がほとんど同時並行的に固められていたようである。ペロ・ホルダン自身、一三一五年一月一八日、二〇〇〇〇ソリドゥスを費やして、かつてはその一部でありながらマルティン・イニゲスが領有するところとなっていた(ビリヤマルールのアルケリア)アジヨダル (ugar de Ayódar, alcaria de Villamalur) を購入し、これを父の掌中に帰している。かくして一三二八年四月八日、当時としては長命だった母アルダ

のもとで相続の遅かった両親は、マルケーサ・ロベス・デ・ラーダを妻に迎えた長子ペロ・ホルダンに、アレノスの城塞・ウイラ、モンタンの城塞、アラニューエルのウイラ、シラットの城塞・ウイラ、エル・トルモの城塞・ウイラ、トレチーバ、トীগの城塞・ウイラ、エスパデーリヤの城塞・ウイラ、ブエイネグロの城塞・ウイラ、アルヘリータ、バリーヤット、ルディエンテ、ビリヤマルールの城塞・ウイラ、さらにビリヤエルモーサのウイラを早くも贈与している。これらが編成するバロニアの一円性・領域性は明白であり、全体がテルエル属域、ハイメ二世・デ・ヘリカ領、アルモナシッド、マテット、パビエス、ヒンケル、フアン・エシメーメス・デ・ウレア領、ビスタペーリヤ、プエルトミンガルボ、カステルビスパルに隣接するとある。なお、両親存命中は、必要に迫られても以上を抵当化する場合には、四二〇〇〇ソリドゥスを超えてならないと規定されている。²⁸⁾

なんとその一年後の一三一九年二月三日、今度はペロ・ホルダンとマルケーサ・ロベス・デ・ラーダが、生まれたばかりの子ゴンサルボ・ディアス・デ・アレノスにバロニアを早々と贈与している。ここで列挙されるのは次のとおりである。すなわち、アレノスの城塞・ウイラ、モンタンの城塞・ウイラ、アラニューエルのウイラ、シラットの城塞・ウイラ、エル・トルモの城塞、トレチーバのアルケリア、トীগの城塞・ウイラ、エスパデーリヤの城塞・ウイラ、ブエイネグロの城塞(アルヘリータおよびルディエンテのアルケリアと

もに)、ピリヤマルールの城塞・ウイラ(付属するアジヨダルの城塞、フエンテス、ピリヤアレバ、ベルニーセスともに)、ピリヤマレーファの城塞・ウイラ、スカイナのウイラ、コルテスの城塞・ウイラ、さらにピリヤマルールの城塞に付属するトラルバがそれである。やはりバロニア全体が顕著な一円性・領域性を帯びており、以上の全体をとりまく隣接物が北西南東の順に、テルエルの属域村落ルビエロス、ノゲルエラス、サン・アグステインにはじまり、ピナール、カステルモンタン、パビエス、マテット、バル・デ・アルモナシッド、ヒンケル、スエラ、ファンサーラ、アラニーヤ、リュセーナ、シヨドス、ビスタベリーヤ、プエルトミンガルボ、カステルビスパル、スアラの各村域と明記されている。

このように幼年の息子に早々と相続内容を確定したのは、実際に一三二五年に死亡する父ペロ・ホルダンの健康状態の先行きに不安があったからかもしれない。けれども、一三二八年にはあって一三一九年にはないもの、あるいはその逆に注目すると、その本当の理由がみえてくるように思われる。すなわち、ここで相続が約束されたバロニアには含まれていないピリヤエルモータと、逆に含まれているコルテスという、互いに隣接する二つの村落である。じつはこれらはいずれもほぼ同時期に、アレノス家の傍系親族による要求の対象となつていたのである。まず、コルテスは、前述のように一三二六年にゴンサルボ・エシメーネスと甥エシメノ・ペレス・デ・アンデリーヤとの紛争の焦点となつており、実

際、一三二五年にペロ・ホルダンが死亡するや後者の掌中に帰せられたらしく、後述するように国王アルフォンソ四世が彼の財産の確認を行なった際にはコルテスはその一部をなしている(一三三〇年一月四日⁽⁸⁰⁾)。

他方、ピリヤエルモータは、どうやらペロ・ホルダンの弟サンチヨ・ドウエルタ・デ・アレノスの強硬な要求を免れなかつたらしい。一三二九年八月二十九日には、彼がピリヤエルモータの一部住人・居住者を率いて(サンタ・マリア・デ・モンテーザ騎士団領の)オンダの家畜を略奪しており、アルフォンソ四世は、寡婦マルケイサ・ロベス・デ・ラーダと同地のアルカイデに下主人の処罰を命じている⁽⁸¹⁾。だが、その二年後、当のピリヤエルモータのコンセホがみずからの声を挙げてゐる。すなわち、そのフステイシア、誓約人、代理人(フアン・デ・カサ、ペロ・セラノ、ドミンゴ・アラウ、エステバン・フスト[sindici et juratú de Vilafermosa, justicia e síndichs e procuradors de la universitat de Vilafermosa])がバレンシア法廷に訴えて、ピリヤエルモータおよびシラットの領主(senyor de la [villa] de Vilafermosa e Sirat)を名乗るサンチヨ・ドウエルタ・デ・アレノスにオマージュを捧げることを拒否する、みずからの領主はゴンサルボ・ディアスにほかならないと、声高に主張したのである。サンチヨ・ドウエルタ(の代理人ベルナット・デ・アルバラテ)側の主張は、ゴンサルボ・ディアスは成年に達していないのでオマージュを捧げることはできないというものであった。アル

フォンソ四世の裁定は、サンチョ・ドゥエルタが本来いかなる権利をもっていないので、コンセホが同地の領主として、彼ではなくひとまず母マルケータ・ロベス・デ・ラーダにオマーージュを捧げるようにしたのである。もつとも、サンチョ・ドゥエルタは一三三二年初頭の段階でもなお、城塞ビリヤマルールおよびその父ゴンサルボ・エシメーネスのものであったほかの村落を不当に領有しており、王権は同年三月一六日、ビリヤマルールを国王役人に明け渡すよう目下要求しているところであるとしている^⑧。

国王アルフォンソ四世は一三三〇年一月四日、エシメノ・ペレスに対して、コルテス、チェステ、アスエバル、ソネーハ、モスケラおよびペリーノス(いずれもヘリカ村域内)、さらにアンディーリヤの領有を、民事・刑事裁判全権の賦与とともに確認、あらゆる流通諸税の免除を加えて安堵している。その冒頭では、アラゴンのフェロとバレンシアのフェロとの並存が王国全土に深刻な分断をもたらしてきた、いまやエシメノ・ペレスはほかの騎士同様、アラゴンのフェロを放棄し、バレンシアのそれを受け入れたのであり、それが王国全体の利益にかなう奉仕であるから、当該特権状の賦与におよんだとする旨が述べられている。むしろ、これこそ、バレンシアのフェロを受け入れる代わりに民事・刑事裁判全権を賦与するとした前述の「アルフォンソ裁判立法」の個別適用事例にほかならない。ところが、これに対して、ゴンサルボ・ディアス・デ・アレノスとビリヤエルモーサの住人は

一三三四年七月二九日においてもなおアラゴンのフェロを用いており、バレンシアのフェロに従わなくてはならない、国王ペドロ四世がシチリアに発つまえに王国のすべての貴族がバレンシアのフェロを受け入れるようにとする命令に違反しているという、王権ならびに王国議会常設代表部の圧力の矢面に立たされていたのである^⑨。

註(*) 本稿で使用される略記号は次のとおりである。ACA:

Archivo de la Corona de Aragón; ACV: Arxiu de la Catedral de Valencia; ADPC: Arxiu de la Diputació Provincial de Castelló; AHN: Archivo Histórico Nacional; AHPF: Archivo Histórico Provincial de Teruel; AHPZ: Archivo Histórico Provincial de Zaragoza; AMP: Archivo Municipal de Puertomingalvo; AMV: Arxiu Municipal de Valencia; ARV: Arxiu del Regne de Valencia; AVJ: Arxiu Virtual Jaume I; DJI: A. Huici Miranda y M. D. Cabanes Peccout, *Documentos de Jaime I de Aragón*, 5 vols., Zaragoza, 1976-1988. なお、よくに本稿の二の執筆にあたり、在野のプエブラ・デ・アレノス郷土史家ホルヘ・ネボット・フォルテアが、学術SNSのアカデミア (<https://www.academiacu.edu>) 上に電子ファイルでアップロードした、アレノス家にかかわる史料の網羅的な目録におおいに助けられた。その尽力に敬意を表しつつ、伏してお礼を申し上げたい。また、やはり二を中心に、カステリヨ・ダ・ラ・プラーナのジャウメ一世大学主宰のヴァーチャル文書館で公開されている電子テキスト版史料を一部活用し

Mediterranée occidentale. Rome, 2014, pp. 339-363.

- (11) C. Rabassa Vaquer. La manufactura tèxtil en l'àmbit rural dels Ports de Morella (segles XIV-XV). *Millars: espai i història*, no. 29, 2006, pp. 151-174.
- (12) J. Aparici Martí i C. A. Rabassa Vaquer. Ensenyar i aprendre. La formació professional a través dels contractes d'aprenentament dels segles XIV i XV al Maestrat i els Ports de Morella (Castelló). *Millars: espai i història*, no. 46, 2019, pp. 73-113; J. Aparici Martí, Pielés, zapateros, curtiduríes. El Trabajo del cuero en la zona septentrional del reino de Valencia (ss. XIV-XV). *Millars: espai i història*, no. 35, 2012, pp. 49-68.
- (13) V. Royo Pérez. Elits rurals i xarxes mercantils al nord del País Valencià baixmedieval. El comerç i la manufactura de llana a Vilafranca (1393-1412). *Recerques*, 60, 2010, pp. 25-56; id., La identitat col·lectiva del camperolat Valencià en la Baixa Edat Mitjana. *Revista dell'Istituto di Storia dell'Europa Mediterranea*, no. 10, 2013, pp. 245-292.
- (14) J. A. Sesma Muñoz y C. Lalena Corbera (ed.). *Crecimiento económico y formación de los mercados en Aragón en la Edad Media (1200-1350)*. Zaragoza, 2009; C. Lalena Corbera y M. Lalueña Gómez (ed.). *Una economía integrada. Comercio, instituciones y mercados en Aragón, 1300-1500*. Zaragoza, 2012; ids. (ed.). *Consumo, comercio y transformaciones culturales en la Baja Edad Media: Aragón, siglos XIV-XV*. Zaragoza, 2016.
- (15) E. Sarasa (ed.). *Bajar al reino. Relaciones sociales, económicas y comerciales entre Aragón y Valencia: siglos XIII-XIV*. Zaragoza, 2017.
- (16) G. Navarro Espinach y J. Aparici Martí. La producción tèxtil en Teruel medieval. *Teruel*, 88-89 [III], 2011-2012, pp. 73-100; ids., La herencia de un tejedor valenciano en el siglo XV. Nueva edición del manuscrito de Segorbe. *Aragón en la Edad Media*, no. 30, 2019, pp. 243-293.
- (17) C. Villanueva Morte. Entre Aragón y Valencia: Teruel y el Alto Palancia en los intercambios mercantiles de la Plena y Baja Edad Media. *Crecimiento económico y formación de los mercados en Aragón en la Edad Media*. Zaragoza, 2009, pp. 233-274; id., Litigios en el proceso de deslinde y amojonamiento entre los términos de Villahermosa del Río y Cortes de Arenoso en el último cuarto del siglo XV. *Estudios castellonens*, no. 10, 2003-2005, pp. 5-42.
- (18) J. Aparici Martí. Ósmosis socio-económica en territorios limítrofes. La permeabilidad del Maestrazgo turolense y castellanense en los siglos XIV y XV. *Stadtm. Revista de humanidades*, 16, 2010, pp. 39-56.
- (19) R. I. Burns. Almoḥad Prince and Mudejar Convert, pp. 171-188; id., Daughter of Abū Zayd, pp. 143-187.
- (20) J. Castillo Sainz. *Alfons el Vell, duc reial de Gandia*. Gandia, 2012, pp. 106-123; B. Tomas Botella. *El condado de Dénia en tiempos de Alfonso el Viejo: rentas y poder señorial*. Valencia, 2013.
- (21) C. Villanueva Morte. Entre Aragón y Valencia, pp. 8-13.
- (22) 拙著『辺境の生成——征服=入植運動・封建制・商業——』名古屋大学出版会 二〇一九年 二七〇—三四五頁。
- (23) J. Medrano Adán. *Puertomingalvo en el siglo XV*.

- Iniciatius campesinas y sistema social en la montaña turolense*. Tueruel, 2006; id., Poblamiento, ferias y mercados en el Maestrazgo turolense, siglos XIII y XIV. *Crecimiento económico y formación de los mercados en Aragón en la Edad Media (1200-1350)*. Zaragoza, 2009. pp. 123-185.
- (24) DJI, doc. no. 119 (1229, IV, 20).
- (25) ACA, Real Cancillería, Pergaminos de Jaime I, no. 480; AVJI, doc. no. 154 (1232, I, 30).
- (26) ARV, Real Justicia, vol. 806, f. 18-20v; AVJI, doc. no. 211 (1236, IV, 22): in presentiarum ad manus nostras per nos et nostros tenemus, videlicet Arenoso, Montan, Castiellmontan, Sirat, Tormo, Fuentes, Villahaleva, Villamalur, Bordelos, Arcos, Xoda, Bueynegro, Villa Malefa, et ex ipsa parte ea que in proximo volente Altissimo habere speramus, scilicet Ondam, Nules, Huxon et Almanera, cum omnibus terminis et peerinentiis suis cum omnibus vallibus, montanis, pro ut predicta castra versus Segobricam concluduntur; ex altera autem Alpuent, Cadelheis, Andilla, Tuessa, Chelva, Dominio, Iulitella, Liria et inde Murbedro, et omnia alia que infra ista versus Segobricam includuntur. 乃のほかに、攻く征服し、みずからが領有するところが置かれるものとして、セゴルベ以东のオランダ、スレス、ウシヨ、アルメナーラ、カウに同以西のアルプエンテ、カルデーリヘス（カナーレス）、アンデイーリヤ、トゥエンル、チヘルバ、ドメーニョ、チユリーリヤ、リリア、トルンチレ（サグント）が連ねられてゐる。
- (27) ACA, Real Cancillería, Pergaminos de Jaime I, no. 678; DJI, doc. no. 236 (1236, V, 28).
- (28) ACA, Real Cancillería, Pergaminos de Jaime I, no. 1025; AVJI, doc. no. 168 (1238, XII, 19).
- (29) ACA, Diversos, Sástago, no. 193 (Lío B), no. 068; AVJI, doc. no. 167 (1238, XII, 23).
- (30) DJI, doc. no. 249 (1237, XII, 27).
- (31) Arxiu de la Catedral de Tortosa, Calaix “Común del Obispo y Cabildo”, no. 33; AVJI, doc. no. 297 (1241, V, 1).
- (32) ACA, Real Cancillería, Pergaminos de Jaime I, no. 1025; AVJI, doc. no. 345 (1243, I, 28).
- (33) Arxiu de la Catedral de Sogorb, Ms. 532; AVJI, doc. no. 386 (1248, II, 17): Quorum nomina hec sunt: Mela, Arenoso, Montan, Tormo, Cyrat, Tuega, Espadella, Bueynegro, Villamalefa, Villaformosa, Cortes, Villamalur cum terminis suis, Jodar, Villahaleva, Tortomich: in alia parte Andilla: in alia parte Castalla, Unil, Ibi, Tibi, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.
- (34) AHN, Órdenes religiosas, Valencia, Monasterio de la Puridad de Franciscanas, signatura antigua, sala 6, cajón 497 (1249, III, 2); AHN, Clero, Valencia, carpeta 3272, no. 6 (1249, III, 2).
- (35) ARV, Manaments i Empars, 1632, llibre 6, mà 60, f. 18-19v; AVJI, doc. no. 387 (1243, III, 9).
- (36) nos dompnus Açeýt Aboseyt, netus de Miramomenino,

volentes populare christianorum terminum castri de Villa Malefa, facere Villam Formossam, consulte et ex certa scientia, per nos et omnes nostros presentes et futuros damus, et concedimus populationem castri de villamalefa, ad faciendum Villam Formossam et aldearum totius termini eiusdem, vobis Joanni Selpha, et n'Ore Esperandeu, et Garcia Sanz, et Petro Ferrer, et Dominico Villarroya, et Dominico Corbarani de Celpha, et Blasco Soriano, et vestris successoribus, et vobiscum simul CXL christianibus populatoribus et successoribus eorundem, et ad plures si convenienter ibi in dicta populatione poterint populari.

(85) Sicut infra termini de Villamalefa et de villafomossa includuntur per circuytum, sich sine aliquo retentu et voce mala vocique persone dicta loca per terminos, vobis damus et per populationem dicatorum locorum et omnium aldearum, sive alcarearum suarum, et totius termini eiusdem, vobis predictis et vestris damus et concedimus, et numero omnium populatorum quos ibi venerint ad populandum, ad quos eis ibidem fuerint assignate hereditates per Martinum Periz et a Dominico Villarroya, quos ad dividendas inter vos et ipsomet ibi hereditates dicatorum locorum, propter quod donamus, assignamus et successoribus illorum in perpetuum, cum plantis, riguis, arboribus, montibus, vallibus, terminis et plantis, pasquis, herbis, lignis, garriciis, devesiis, piscariis, aquis et aqueductibus, furnis, molendinis, introitibus, exitibus, afrontationibus, terminis et suis pertinentiis universis a celo in abiso.

(88) Sub hac forma et pro hac donatione et populatione, situs

vos et vestri homines nostri, detis de omnibus fructibus vestrarum hereditatum et olivarum, dometis nobis et nostris in perpetuo decimam, tam pro nobis quam pro ecclesia et non amplius. De fructibus vero aliorum arborum nihil / Et sich possitis vendere, dare, et obligare hereditates vestras ad quemcumque volueritis, sine laudimio, et de firmamento, / Preterea tamen annuo nobis et nostris dare decimam corderiorum, porcellarum, vitulorum, pullinorum, asinorum, equorum, decimam gallinarum, et eorum fructuum, lanearum et casearum nihil.

(89) Preterea damus vobis et vestris, in perpetuum, molendinum quod est in populatione majori, quod habeatis Francum et liberrum sine retentu aliquo, excepto moleant populatores et habitantes in populatione majori; alia vero molendina et omnes furnos dicatorum locorum, nobis et nostris libere retinemus. / Preterea a quinque annis in antea teneamini nobis et nostris facere hostem.

(90) Damus et concedimus vobis et vestris, in perpetuum, primiciam ad opus ecclesiarum vestrarum, et concedimus quod filii vestri sint semper rectores in ecclesiis dicatorum locorum, dum sint tamen sufficientes in predictis.

(91) Damus vobis et vestris et omnibus populatoribus et habitantibus dicatorum locorum, foros et consuetudines Daroche, et merinum, iudices et alcaldes, secundum dictum forum. Et quod habeatis semper patronum fororum Daroche, per quod patronum semper iudicemini.

(92) E. Guinot Rodriguez, *Cartas de poblament medieval valencianes*, València, 1991, doc. no. 90 (1251, I, 8); M. D.

- Cabanes Pecourt, La repoblación de los aragoneses en Valencia, *Bajar al reino*, pp. 13-29.
- (37) ARV, Real Justicia, vol. 805, f. 464-465; AVII, doc. no. 349 (1258, VII, 7).
- (4) ACV, Pergaminos, no. 5013; AVII, doc. no. 348 (1262, X, 22).
- (45) ACV, Pergaminos, no. 2413 (1260, VIII, 29); ACA, Diversos, Sástago, 223 (Lío R), no. 001; A. E. Lacuesta Contreras, *Liber instrumentorum de la Catedral de Valencia. Edición crítica y estudio*, Tesis doctoral (Universitat de València) 2013, pp. 303-306.
- (46) ACV, Pergaminos, no. 2322 (1268, II, 10); E. Olmos y Canalda, *Inventario de los pergaminos del Archivo de la Catedral de Valencia*, Valencia, 1961, pp. 50-51; A. E. Lacuesta Contreras, *Liber instrumentorum*, p. 133.
- (47) ACV, Pergaminos, no. 2323 (1277, IX, 20); E. Olmos y Canalda, *Inventario de los pergaminos*, p. 68; A. E. Lacuesta Contreras, *Liber instrumentorum*, p. 134-141.
- (48) ADPC, Secció Històrica, Ms. Arenós, f. 12v-13r; AVII, doc. no. 344 (1271, IV, 6).
- (49) A vos Francisco Perez, et Martín Gil, et Sancho Morello, et Andree de Vasaci, et Micelei de Caballo, et Joanni de Coves, Eximieni de Rada, Dominico Perez de Calasanz, Petro Torlano, Joanni de Zaragoza, et omnibus aliis presentibus et futuris ibi comorantibus atque supervenientibus, et vestrorum successorum, damus inquam predictas hereditates francas, foras, quitas, de peyta et de monedaje, de cenis, de oste et cabalcata, quod non teneamini

- sequi nisi tantum per terram nostram, quociescumque novis visum fuerit de dicta seda genius faciatis novis et nostris.
- (50) Item, damus vovis populatoribus et vestris, et laudamus et concedimus, totam primiciam dicti castri, prout et vos et vestri sustineatis muros dicti castri, et carrerias et ecclesiam et quidquid fuerit ministerium, libris, campanis, et omnibus aliis, ut melius videbitur vestre voluntati.
- (51) Predictas hereditates habeatis, teneatis, possideatis, cum montibus, planis, nemoribus, lignis, cum venatione et piscariis pro omni rivo, cum caza, et aquis, ribis, et cum portis maximis et minimis, cum secano et sub riguo, cum omnibus arboribus paniferis vel impaniferis cuiusque generis sint, et cum pascuis, hervis viridis et siccis, et cum hermis et laboratis, et cum omnibus iuribus et pertinentiis, et appendenciis sive adiacenciis que dici vel nominari possint, sicut pertinet et pertinere debet predictis hereditatibus vestro bono intellectu et vestrorum, ad habendum, vendendum, dandum, permutandum, alienandum, attribuendum et quidquid volueritis faciendum, preter sanctis et personis religiosis, si quis autem quilibet possint tenere et excambiare et permutare solummodo novis et nostris faciat fidelitatem et homenage, et sit ovediente cum bono basalo suo domino.
- (52) Et nos dominus Blasius Eximenez, per nos et nostros damus, laudamus et concedimus atque firmiter statimus, quod vos populatores, vel qui post vos fuerint heredes vestri, quod in quolibet anno mitatis et eligatis justitiam et portelati cuiusque volueritis miteri et illi coram nostram

representemini representari, et nos confirmemus.

- (32) C. Contel Barea. *El cister zaragozano en los siglos XIII y XIV. Abadía de Nuestra Señora de Rueda de Ebro*, t. II: Documentos, doc. no. 126 (1272, f. 8).
- (33) ACA. Real Cancellaría. Sástago, pergamino no. 23: AVII, doc. no. 362 (1272, V, 9).
- (34) C. Contel Barea. *El cister zaragozano*, doc. no. 128 (1275, V, 6).
- (35) ACA. Real Cancellaría, registro 19, f. 186 (1274, XI, 15).
- (36) ACA. Real Cancellaría, registro 41, f. 53 (1279, IV, 4), 58v (1279, IV, 9), 103v (1279, VII, 13), 115v (1279, VII, 24); registro 48, f. 82v (1280, V, 14), f. 62v (1280, VI, 27); registro 50, f. 144 (1281, VIII, 10); registro 44, f. 224v (1282, IV, 27); registro 59, f. 75 (1282, VIII, 27), f. 99v (1282, IX, 18), f. 128v (1282, X, 20), f. 163 (1282, XI, 15).
- (37) ACV, Pergaminos, no. 1359 (1279, 6, 1280, IV, 21).
- (38) J. Rius Serra. *Rationes decimarum Hispaniae (1279-1280)*, 2 vols., Barcelona, 1947, t. I, p. 266. Item a domina Alda pro quibusdam redditibus ecclesiasticis quos occupaverat, pro sex annis. Item a Petro Lupi, rectore ecclesiam Rivi de Militaribus pro sex annis.
- (39) ハロニアの關係については、次のヤルダ例がキリヤの一例である。すなわち、アドロ三世は一二八二年八月二十日、王領地ムレーリヤのフステイシマに、父王の命令以来、その管区における刑事裁判権 (merum imperium) の行使は、相手が貴族・騎士であれ、同フステイシマの管轄に帰せられるので、アルダの所領においても刑事裁判にかかわる案件にかぎりこれを執行するに任じ命じている。この令状は同年九月

一八日にもあらためて発給された。ACA, Real Cancellaría, registro 59, f. 75 (1282, VIII, 27), f. 99v (1282, IX, 20), 115v (1282, X, 20), 144 (1282, XI, 15)。ムレーリヤのフステイシマは一〇月二〇日、アルダが逮捕した人びとを解放するまじろロニアに公証人を派遣しなうことを決定している。ACA, Real Cancellaría, registro 59, f. 128v (1282, X, 20)。国王任命の公証人に一本化する(公証人の任命権を国王が独占する)のもまた、既存の諸特権の縮小・剥奪の一環であった。

- (40) L. González Antón. *Las Uniones aragonesas y las Cortes del Reino (1283-1301)*, II: Documentos, pp. 37, 40.
- (41) E. Sarasca Sánchez. *El Privilegio General de Aragón. La defensa de las libertades aragonesas en la Edad Media*, Zaragoza, 1984, pp. 79-90.
- (42) ARV, Real Cancellaría, Pergaminos reales, no. 138 (1283, X, 3).
- (43) S. M. Cingolani. *Diplomatari de Pere el Gran*, doc. no. 360 (1283, XII).
- (44) L. González Antón. *Las Uniones aragonesas*, pp. 198, 236-238, 245.
- (45) ACA, Real Cancellaría, registro 81, f. 181 (1290, IX, 7), 186 (1290, IX, 8), registro 85, f. 136v (1291, IV, 11), 137v (1291, IV, 11), 138 (1291, IV, 12), 159 (1291, V, 15).
- (46) ACA, Real Cancellaría, registro 57, f. 231v (1285, X, 19).
- (47) R. I. Burns. *Daughter of Abū Zayd*, doc. no. 17 (1299, IV, 7).
- (48) ARV, Real Justicia, vol. 808, f. 77v-83v; AVII, doc. no. 364 (1301, V, 5)。フヘラン・ヘンメーネスがみずからの相続財産をばらばら処分してしまつた理由にはほほ異論の余地がない。

彼は、一三〇二年のカルタベッロッタ条約によりシチリア領有戦争が事実上終結し、戦争の場を失ったアルモガバレス、すなわちカタルーニャ傭兵団に参加して東地中海へと向かったのである。团长ロジエ・タ・フロート対立して一度は離れるも復帰し、同じくバルナット・タ・ロカフォールと対立しながらも僚友ヘレンゲール・デ・エンチンサが戦死するまで傭兵団で転戦したが、離団後はコンスタンティノーブルにてザント皇帝アンドロニコス二世ニケフォロスに仕え、(かつてのロジエ・タ・フロールやヘレンゲール・デ・エンチンサと同じく)メガス・ドゥックスの官職を得るとともに、その姪チオトラを娶っている。F. Giunta, *Aragonese y catalanes en el Mediterráneo*, Barcelona, 1989, pp. 100-105.

- (70) ARV, Real Justicia, vol. 808, f. 83v-87v; AVJI, doc. no. 376 (1308, III, 6).
- (71) ACA, Real Cancillería, registro 85, f. 119 (1291, III, 20).
- (72) ARV, Manaments i Empares, 1640, llibre 3, mà 23, f. 10v-13; E. Guinot Rodríguez, *Cartes de poblament*, doc. no. 225 (1292, X, 15).
- (73) ACA, Real Cancillería, registro 205, f. 153 (1307, III, 20).
- (74) AHPZ, Colección de la Comisión Provincial de Monumentos de Zaragoza carpeta 65, no. 0432 (1316, XII, 3).
- (75) ADPC, Secció Històrica, Ms. Arenós, f. 19-20; AVJI, doc. no. 385 (1317, VIII, 8): ...de hoy que esta carta es fecha en cinco años próximos venientes 7.500 sueldos, es a saber por cada un año de ésta en la fiesta de san Miguel del mes de setiembre 1.500 sueldos. / Querriéndos dar galardón e mandato de los ditos servicios, queremos que otorgásemos a vos e a los vuestros presentes e esdevenideros, la gracia

de la septa permanent, que dentro de estos cinco años del dito servicio, que non dades ni seades tenidos de dar herbage alguno, ni otra pecha, y cumplidos los cinco años del dito herbage será nuestro, y de los nuestros, porque de lo que nos queremos que cumplidos los ditos cinco años, que vos y los vuestros de deseades tenidos de dar por cada un año, en la fiesta de san Miguel de setiembre, por todos tiempos, 600 sueldos reales, y libras para una cena, y solos los nuestros, que a vos y a los vuestros de los cinco años adelante, que algún pedido ni manda, no vos podamos manifestar ni escondida, sino tan solamente para nuestra caballería, e por casamiento de fillos, a por pasar mar. / E a mayor cumplimiento de la dicha gracia, queremos e atorgamos que saga cada una casa de vosotros, e de los vuestros descendientes de vos en vuestras tierras de regadío, cada tres jornales de tierra para vuestros cañamos, y linos, hortalizas, de las quales non dedes ni seades tenidos de dar diezmos, ni de potros, ni de pollinos, ni de bezeros, ni de pollos en ningún tiempo, vos ni los vuestros; y la prinicia, que será vuestra e de los vuestros para siempre. / Encara per nos a los nuestros confessamos e otorgamos a vos, e a los vuestros, todos fueros y costumbres d'Aragó. / Empero retenemos en nos e los nuestros, todos otros derechos y señorías, assi cibiles como criminales, que siempre hemos acostumbrado de haber, e vuestes e cabalgadas, mas no alteración de aquellas. 各等アラムノ数字が使用されたことは、現存する写本『アラムノ数字』が一八世紀後半のコピーだからである。

- (76) ADPC, Secció Històrica, Ms. Arenós, f. 18; AVJI, doc. no. 384 (1317, VIII, 21): D. Gonzalbo y D^a Urraca Jordán de Peña, su muger, por sí y los suyos, y sucesores, por muchos y agradables beneficios que la villa de Villahermosa les havia hecho así y a sus antecessores, y que los continuaban, y que voluntariamente por entonces dicha villa les dava 60,000 sueldos para afranquear dicha villa y varonia que dicho señor tenía enpeñada, hicieron gracia a dicha villa, que de allí adelante no pagase más pechas que 1,000 sueldos en la fiesta de san Miguel de setiembre, y que no estuviessen obligados a hazerles servicio alguno. / Más hicieron a la villa la gracia de carta de erbage. / Más, que no estén obligados a pagar diezmos de cañamos, linos, hortalizas, de frutos de árboles, lechares, potros, vezeros, pollos, pollinos, ni de abenas. / Confirmaron todas las costumbres y fueros de Aragón, y las cartas de poblaciones de dicha villa, dadas y otorgadas por los antecessores. / Confirmaron la donación de la primicia, y se ofrecieron a no contradecir ni revocar lo sobre dicho. / Se reservaron dichos señores para sí y los suyos el hospedaje y caballerías, pero no la redempción de aquéllas, sino personalmente hazederas, mas que les ayan de dar cada un año una cena o 200 sueldos, a voluntad de la villa.
- (77) ARV, Real Justicia, vol. 808, f. 88-88v; AVJI, doc. no. 380 (1315, I, 18).
- (78) ADPC, Secció Històrica, Ms. Arenós, f. 16-17; AVJI, doc. no. 383 (1319, IV, 8): El noble don Gonzalbo Ximénez, señor de Arenoso, y la noble señora doña Urraca Jordán de Peña, su muger, dieron y ofrecieron a su primogénito hijo, el noble don Pedro Jordán de Arenoso, en contemplación del matrimonio con doña Marquesa López de Rada, hija del noble don López de Rada, de Navarra, y de doña Brunisenda, señores de Rada. Primeramente le ofrecieron el castillo y villa de Arenoso, con todos sus términos, más el castillo de Montán, más la villa de Arañuel, más el castillo y villa de Cirat con sus términos, más el castillo y villa del Tormo, más el lugar de Torrechiva, más el castillo y villa de Tuega, más el castillo y villa de Espadilla, más el castillo y villa de Buey Negro con sus alquerías, más Argelita, más Ballat, más Ludiente, más el castillo y villa de Villamalur con sus alquerías, términos y pertenencias, y la villa de Villahermosa con todos sus términos.
- (79) ARV, Real Justicia, vol. 24, f. 482v-486; AVJI, doc. no. 382 (1319, XII, 3): Sepan quantos esta presente carta vedrán et hodrán, que nos don Pero Jurdan de Arenoso, et dona Marquesa Llopiz de Rada, muger de él, de cierta scientia, acordadament et aconsayllada, non forzados ni enductos ni en alguna cosa engañados, antes de muy buenos corazones et agradables voluntades, havido conseryllo, deliberación, danos, hotorgamos en pura et perfeta et acabada donación, faremos luego de presente a vos, Gonzalvo, fijo nuestro, el castiello y villa de Arenoso, el castiello y villa de Montán, con sus alcaareas, et la vila de Araynuel, et el castiello et villa de Zirat, et el castiello del Tormo, et la alcharea de Torrechiva, et el castiello et villa de Tuega, et el castiello et villa de Espadeylla, et el castiello de Buey Negro, con sus alcaareas,

las quales son Argeitia et Ludien, et et casteyllo et villa de Villamalur con sus pertinencias, las quales son el castillo de Ayodar, el Fuentes, et Villahaleva, et Berniches, et el casteyllo et villa de Villamalea, et la villa de Zuquayna, et el casteyllo et la villa de Cortes, et Torralva que es pertinencia del castillo de Villamalur. / Los quales sobreditos casteyllos son en el reyno de Valencia, et afrentuan con Ruvielos e con Noveruelas, et con san Agustín, aldea de Teruel, e con Pina, et con Castielmontán, et con Paviás, et con Matet, et con Val de Almonazir, et con Jiquer, et con Zuera, et con Ansara, et con Arrayna, et con Luzena, et con Chodos, et con Vistabeylla, et con el Puerto de Vengalmón, et con Castielvispal et Zuara. ただ、この列挙された隣接物の記述はかならずしも正式かつ明確な境界標識にもとづくものではなかったかもしれない。このように、メルエル属域村落のルビエロス、ノゲルエラス、フエンテス、サン・アグスティント、パロニアのビリヤエルモサおよびコルテス・デ・アレノスとの境界が紛争の対象となつてつたび合意をみたものの、それ以来、正式な境界画定が行われていなかった。このため、二世が1322年3月17日、國王役人にそれを執行するよう命じたのである。ACA, Real Cancellierial, registro 174, f. 128v (1322, III, 17): Per parte universitatís aldearum ville Turolií exiitit humiliter demonstratum quo cum carta ditu este uerteretur inter homines locorum de Ruvihuelos, de Noguerruelas, de Fontibus et de Sancto Augustino aldeis dicte villis ex part una et homines locorum de Villa Fermosa, de Cortes et de Arrenoso.

- (80) ADPC, Secció Històrica, Ms. Arenós, f. 39 (1325, IV, 16).
 (18) ACA, Real Cancellieria, registro 482, f. 113-114 (1330, XI, 4).
 (38) ACA, Real Cancellieria, registro 435, f. 131v-132 (1329, VIII, 29).
 (38) AVJI, doc. no. 367 (1331, III, 15): Et los dits en Johan de Casa et en Pere Serrano, et en Esthevan Just, contradien e no [...] a la dita protestació e requisició, e negar les coses en aquella contengudes eren veres [...] con són contra ells tant solament proposades, e no en plus dien que l dit noble en Sanc d'Orta no pot ni deu requerir ço que requer, com ell no sia senyor dels dits lochs de Vilafèrmosa ne de Cirat, ne ha dret alcú en aquells, per tal determinat és stat per lo senyor rey don Alfonso, per sentència per aquell donada appellacione et supplicacione remota, que l dit noble Sanc d'Orta no ha dret alcú en lo dit loch de Vilafèrmosa ni en los hòmens que aquell tenia lo dit loch, quan lo tenia per algun just títol, [...] han assi ocupat fortivolment e s'ere alçat en aquell, perquè lo dit senyor rey feu traure lo dit noble del dit castell e vila, e aquell lliurà a la noble dona Marquesa Lòpiz de Rada, axi com a senyora dels dits lochs e mans, e als habitants del dit loch que a la dita noble fessen sagrament e feclat, e aguesen [...] térmens [...] senyora, o qui ella voltria, segons que en la dita sentència longament [...] la qual sentència [...] ha que és passada en cosa jutjada. / E con ells sien vassalls [...] noble dona, dien que ells són venguts en la ciutat, de manament de la dita noble senyora [...] noble Conçalbo Dieç, fill seu, o a aquella qui [...] loch seu [...] tots [...] e

ordenança, axí com a bons vassalls e leals són tenguts fer per [...]] les dies requestes per lo dit noble Sanç d'Orta, com ells no ajen ne tinguen aquell ni [...] per senyor lur dels [...] sinó solament la dita noble dona e el dit fill seu, segons que ella plaurà [...]] manar a ells, ans expressament et neguen los damunt dits en Johan [de Casal, en Pero Soriano, en Domingo Erau e Sthevan Just, que alcun dret pertange en los dits castells e lochs al dit en Sanç d'Orta, ni a altre per aquell, per què sis volgués [...] pogre callar de requerir, com que request ha, e de protestar que [...]] li romangue salvu sobre ço en que dret [...] ni li pertany.

(87) ACA, Real Cancillería, registro 531, f. 99v (1332, III, 16).

(88) ACA, Real Cancillería, registro 482, f. 113-114 (1330, XI, 4); pro nostro servicio propter utilitatem totius regni Valencie inter cuius regnicolas super foris Aragonum et Valencie et eorum observantiam magna divisio atque contencio vertebatur que toto regno et habitantibus in eodem vehementer desolacionis exordium minabatur relecto foro Aragonum que hactenus usus fuistis per quem vobis et locis vestris subscriptis libertates plurime competeabant. Nunc foro Valencie et eius observantia adhesistis pro quod plures alii milites et generosi eiusdem regni vestra sequentes vestigia predicta predicto foro Valencie similiter adheserunt ex quo in parte predicta divisione remota, predictum regnum manebit de cetero in statu pacifico et tranquillo. Ideo dignum et debitum arbitantes ut in compensationem dictarum libertatum quibus propter commune bonum

cedere decrevistis nobis aliquam gratiam faciamus.

(89) AMV, Lletres missives, G-3, f. 11-13 (1334, VII, 29) i 13v (1334, VIII); V. Baydal Sala, *Els fonaments del pactisme valencia. Sistemes fiscals, relacions de poder i identitat col·lectiva al regne de Valencia (c. 1250 - c. 1365)*, Tesi doctoral (Universitat Pompeu Fabra), 2011, p. 549; per raon dels furs d'Aragó, los quals los sobreddits affermen si haver e deure d'aquells usar... molt que en Gonçalbo Diez d'Arenós se meta en tal qüestió ab lo senyor rey ne ab lo General del regne, car cert és que'ls hòmens de Vilafermosa e ell són subjugats e deuen ésser a fur de Valencia, e abans que'l senyor rey en Pere anàs e passàs en Sicilia ell e els seus e tots los nobles del regne eren de fur de Valencia.

(広島大学大学院人間社会科学研究所)